

「寿司職人お試し就職支援事業」求職者とのマッチング支援業務仕様書

1 委託事業の名称

「寿司職人お試し就職支援事業」求職者とのマッチング支援業務

2 委託業務の目的

県内の寿司店を就職先とすることに関心のある求職者を本県へ呼び込み、寿司店とのマッチング機会を拡充し、「寿司職人お試し就職支援事業」を活用し、人材育成・確保を行い、「寿司」の提供体制を維持・強化するもの

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）

2 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

（1） 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

（ターゲットの考え方）

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地 域	県外
年 代	20代～50代
価 値 観	・現在の居住地にこだわらず、転居も視野に入れられる方 ・飲食業界に携わっている、または今後関わりたいと考えている方 ・新鮮な魚やシャリなど、素材の質に興味・関心を持っている方 ・手に職を付け、専門的な技術を身に付けたいと考えている方 ・新しい環境で自分の可能性に挑戦したい方
訴求内容	・魚種が豊富で漁場が近い富山の地で寿司職人として働く魅力

（ターゲットに起こしてもらいたい行動変容）

行動変容	・「寿司職人お試し就職支援」事業の制度を活用し、富山県内の参画寿司店でお試し就業を行う。 ・お試し就業後、県内へ移住し、県内寿司店で働き、修業を行う。
------	--

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して求人情報を訴求した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 求職者への情報発信

● 参画寿司店の魅力を整理・求人票を作成

参画寿司店（10 店舗程度を想定）の強みや差別化ポイントを把握するためにヒアリングを実施し（店舗訪問やオンラインなど手段は問わない）、各店舗で実際に働く魅力を求職者へ伝えられるよう、求人票の作成も含めた情報発信方法を提案すること。

● 求人媒体への情報掲載

飲食業、特に「寿司職人」に興味を持つ層へリーチ可能な求人媒体を活用し、参画寿司店の求人情報や「寿司職人お試し就職支援事業」の参加者募集情報を 8 か月以上掲載すること。

● ダイレクトマーケティングの活用

飲食業、特に「寿司職人」に興味がある求職者や、寿司店での勤務経験がある求職者に対して、ダイレクトマーケティングの手法で本事業の参加者募集情報を直接届ける方法を提案すること。なお、情報を届ける対象人数は合計 2,000 人以上とし、複数回に分けて発信を行うこと。

● その他の情報発信提案

県内寿司店と求職者をつなぎ、マッチングを促進できる情報発信方法について、上記以外にも適宜提案すること。

(3) 求職者を対象としたオンライン説明・相談会の実施

● オンライン説明・相談会の実施

本県での暮らしや、寿司職人として働く具体的なイメージを持ってもらえるよう、オンライン形式の説明・相談会を合計 5 回以上実施すること。

● 説明会の構成

「寿司職人お試し就職支援事業」への参加意欲を高められる内容とすること。

(4) 参加者、寿司店、担当課へのフォロー体制

● 相談窓口の設置

事業に参画する寿司店や求職者からの相談を受け付ける窓口を設けること。電話やオンラインなど、対応方法は問わない。

● 相談体制の整備

採用に関する知識や、飲食業界における採用の現状などを踏まえ、本事業の担当者が相談できる体制を整備すること。

(5) 目標値（KPI）の設定

- **目標項目および目標値の設定**

本事業の目的達成に不可欠な目標項目や目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に明記すること。

- **業務継続と最大効果の追求**

設定した目標値を達成した場合でも、事業効果を最大化するために業務を継続し、有効な運用に努めること。

(6) その他

- ・仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- ・事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- ・求職者、お試し就職参加者、参画寿司店など本事業に関わる関係者に対してアンケートやヒアリングを行い、取りまとめを行い次年度に向けた提案を行うこと。
- ・ヒアリング項目については、県と調整のうえ決定すること。

3 成果物

本業務の結果について、事業実績報告書を作成の上、県に提出すること。

4 その他業務実施上の条件

- ・受託者は、関係法令を遵守すること。
- ・受託者は、本業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・受託者は、必要に応じて適宜、委託者と打合せを行うこと。
- ・本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰

する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第 15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。